

平成29年度 大東市教育委員会 10月定例会 会議録

1. 開催年月日

平成29年10月27日（金） 午前10時00分～午前11時00分

2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

3. 出席者（5名）

- | | |
|-------|--------|
| ・教育長 | 亀岡 治義 |
| ・教育委員 | 花田 真理子 |
| ・教育委員 | 田中 佐知子 |
| ・教育委員 | 水野 達朗 |
| ・教育委員 | 太田 忠雄 |

4. 出席説明員（16名）

- | | |
|--------------------------|-------|
| ・ 学校教育部長兼教育政策室長 | 品川 知寛 |
| ・ 学校教育部指導監 | 岡本 功 |
| ・ 生涯学習部長 | 南田 隆司 |
| ・ 学校教育部総括次長兼学校管理課長 | 辻本 雄大 |
| ・ 生涯学習部総括次長兼スポーツ振興課長 | 前田 長昭 |
| ・ 学校教育部次長兼野崎青少年教育センター一所長 | 伊藤 晴人 |
| ・ 生涯学習部次長兼生涯学習課長 | 田川 愛実 |
| ・ 学校教育部教育政策室課長 | 藤原 成典 |
| ・ 学校教育部教育政策室課長 | 田口 誠 |
| ・ 学校教育部教育政策室課長 | 新井 雅也 |
| ・ 学校教育部教育政策室課長 | 宮田 典子 |
| ・ 学校教育部教育政策室課長兼教育研究所所長 | 渡邊 良 |
| ・ 生涯学習部生涯学習課参事 | 黒田 淳 |
| ・ 生涯学習部生涯学習課参事 | 吉田 浩樹 |
| ・ 北条青少年教育センター一所長 | 梅本 正直 |
| ・ 学校教育部教育政策室上席主査 | 小田 恭裕 |

5. 議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名について

- 日 程 第 2 教委議案第31号
大東市立青少年野外活動センター条例施行規則の全部
改正について

- 日 程 第 3 一般業務報告

6. 議案書

教委議案第31号

大東市立青少年野外活動センター条例施行規則の全部改正について

大東市立野外活動センター条例施行規則を次のとおり制定する。

平成29年10月27日提出

大東市教育委員会
教育長 亀岡 治 義

理 由

大東市立青少年野外活動センター条例の一部を改正する条例（平成29年条例第25号）の制定等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市立野外活動センター条例施行規則（案）

平成 年 月 日
教委規則第 号

大東市立青少年野外活動センター条例施行規則（昭和60年教委規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、大東市立野外活動センター条例（昭和60年条例第5号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（使用の申請）

第2条 大東市立野外活動センター（以下「センター」という。）の使用の許可を受けようとする者は、大東市立野外活動センター使用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。この場合において、使用しようとする者が複数のときは、この条に定める申請をその予約の申込みとみなすものとする。

2 前項に規定する申請は、使用日（2日以上継続して使用する場合にあっては、その初日をいう。以下同じ。）の属する月の6か月前（本市内に在住、在勤または在学する者に限る。）の月の初日から同月6日までに行わなければならない。この場合において、使用しようとする者が複数のときは、この条に定める申請をその予約の申込みとみなすものとする。

3 前項の規定にかかわらず、条例第4条第2項に規定する夏季期間その他指定管理者が特に必要があると認めるときは、申請の期間を別に定めることができる。

4 抽選等の選考を経て、センターの使用の予約の決定（以下「予約の決定」という。）を受けた者は、当該予約の決定をした日の属する月の14日までに、第1項の規定による申請その他の手続を行わなければならない。この場合において、第1項後段の規定により予約の申込みとみなしたときは、第1項の申請書の提出があったものとして取り扱う。

5 第2項に規定する申請可能日から15日を経過した日から使用予定日の14日前まで

の期間において、第1項の規定による申請が行われていないときは、センターの使用の申請に係る手続をすることができる。

- 6 前項の手続が、電話等による使用の予約である場合は、当該予約が決定した日の翌日から起算して7日以内に、第1項の申請手続を行わなければならない。

(申請等の受付)

第3条 センターの使用に係る申請等の受付場所および受付時間は、次のとおりとする。

受付場所	受付時間
大東市立生涯学習センター内「青少年ルーム」	午前9時から午後9時まで
大東市立野外活動センター	午前9時から午後5時30分まで

(使用の許可)

第4条 指定管理者は、第2条第1項に規定する申請があったときは、その内容を審査した上で使用の可否を決定し、大東市立野外活動センター使用許可書(様式第2号。以下「許可書」という。)により当該申請をした者に通知するものとする。

- 2 指定管理者は、予約の決定を受けた者が第2条第4項に定める日までに利用料金を支払わない場合は、当該予約の決定を取り消すものとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- 3 第1項の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、センターを使用する際、係員の求めに応じ、許可書を提示しなければならない。

(使用の許可の変更および取消しの申請)

第5条 使用者は、センターの使用の許可を変更し、または取り消そうとするときは、大東市立野外活動センター使用許可変更・取消申請書(様式第3号。以下「変更等申請書」という。)を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査した上で変更または取消しの可否を決定し、大東市立野外活動センター使用許可変更・取消許可書(様式第4号。以下「変更等許可書」という。)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(特別設備の設置等)

第6条 使用者は、センターに備え付けられた付属設備以外の特別設備を設け、または既設の設備に変更を加えようとする者は、大東市立野外活動センター特別設備設置・変更申請書(様式第5号)を指定管理者に提出しなければならない。

の期間において、第1項の規定による申請が行われていないときは、センターの使用の申請に係る手続をすることができる。

- 6 前項の手続が、電話等による使用の予約である場合は、当該予約が決定した日の翌日から起算して7日以内に、第1項の申請手続を行わなければならない。

(申請等の受付)

第3条 センターの使用に係る申請等の受付場所および受付時間は、次のとおりとする。

受付場所	受付時間
大東市立生涯学習センター内「青少年ルーム」	午前9時から午後9時まで
大東市立野外活動センター	午前9時から午後5時30分まで

(使用の許可)

第4条 指定管理者は、第2条第1項に規定する申請があったときは、その内容を審査した上で使用の可否を決定し、大東市立野外活動センター使用許可書(様式第2号。以下「許可書」という。)により当該申請をした者に通知するものとする。

- 2 指定管理者は、予約の決定を受けた者が第2条第4項に定める日までに利用料金を支払わない場合は、当該予約の決定を取り消すものとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- 3 第1項の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、センターを使用する際、係員の求めに応じ、許可書を提示しなければならない。

(使用の許可の変更および取消しの申請)

第5条 使用者は、センターの使用の許可を変更し、または取り消そうとするときは、大東市立野外活動センター使用許可変更・取消申請書(様式第3号。以下「変更等申請書」という。)を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査した上で変更または取消しの可否を決定し、大東市立野外活動センター使用許可変更・取消許可書(様式第4号。以下「変更等許可書」という。)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(特別設備の設置等)

第6条 使用者は、センターに備え付けられた付属設備以外の特別設備を設け、または既設の設備に変更を加えようとする者は、大東市立野外活動センター特別設備設置・変更申請書(様式第5号)を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の特別設備の設置に係る費用は、すべて使用者の負担とする。
- 3 指定管理者は、第1項の申請があったときは、その内容を審査した上で設置または変更の可否を決定し、大東市立野外活動センター特別設備設置・変更許可書（様式第6号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（付属設備等の利用料金等）

第7条 付属設備等の利用料金は、別表のとおりとする。

- 2 使用者は、センターの使用の許可を受けるに当たっては、所定の利用料金（付属設備等の利用料金を含む。）を支払わなければならない。
- 3 指定管理者は、条例第14条および前項の利用料金を収納したときにあつては申請書および許可書に、第5条の規定により追加の利用料金を収納したときにあつては変更等申請書および変更等許可書に、領収印を押印するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に認める場合は、使用者の求めに応じて別に定める領収書を発行することができる。
- 5 条例別表に定める本館の日帰りの利用料金については、指定管理者が別に定める有料区域への立入を含むものとする。

（利用料金の減免）

第8条 指定管理者は、条例第15条の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める割合を減免することができる。

- (1) 本市または指定管理者が青少年の健全育成事業に使用するとき 10割
- (2) 観光案内ツアーをボランティア団体等が行うとき 10割（引率者に係る日帰りの利用料金に限る。）
- (3) 市内の幼稚園、保育園またはこども園が日帰り利用するとき 10割
- (4) 0歳児、1歳児または2歳児が利用するとき 10割
- (5) 指定管理者が認めた社会教育団体が青少年の健全育成事業に使用するとき 5割
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の事由があると認めるとき 5割

2 前項に規定する利用料金の減免を受けようとする者は、大東市立野外活動センター利用料金減免申請書（様式第7号）を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査した上で減免の可否を決定し、大東市立野外活動センター利用料金減免許可書（様式第8号）により当該申請を行った者に通知するものとする。

(利用料金の還付)

第9条 指定管理者は、条例第16条ただし書の規定による利用料金の還付について、次の各号の理由に応じ、当該各号に掲げる額を還付することができる。

- (1) 災害その他使用者の責めによらない理由により使用できなくなったとき 既納の利用料金の10割
- (2) 使用日の7日前の日までに使用を取り消した場合 既納の利用料金の5割
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に還付することが適当と認めた場合 既納の利用料金のうち指定管理者が別に定める割合

2 前項の場合において、利用料金の還付を受けようとする者は、大東市立野外活動センター利用料金還付申請書兼口座振替依頼書(様式第9号)を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の申請があったときは、その内容を審査した上で還付の可否を決定し、大東市立野外活動センター利用料金還付決定通知書(様式第10号)により、当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、指定管理者が認める場合は、通知書の交付を省略することができる。

(破損等の届出)

第10条 使用者は、施設および付属設備等を破損し、汚損し、または滅失したときは、速やかに指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(使用者の義務および責任)

第11条 使用者は、センターの使用を終了したときは、その場所および設備を清掃および整頓し、係員に届け出て、点検を受けなければならない。

2 使用者は、使用に関して生じた一切の事故につきその責めを負うものとする。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、センターの管理、運営等について必要な事項は、大東市教育委員会が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大東市立野外活動センター条例施行規則は、平成30年4月1日以後の使用に係る場合について適用し、同日前の使用に係る場合については、なお従前の例による。
(大東市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

3 大東市教育委員会事務局組織規則（平成18年教委規則第6号）を次のように改正する。

第2条第2項の表中「青少年野外活動センター」を「野外活動センター」に改める。

別表（第7条関係）

設備および備品	単位	利用料金（円）
天体望遠鏡	1台（1日）	500
双眼鏡	1台（1日）	200
積み木	1,000ピース（1日）	300
ボート（夏季のみ）	30分	500
ピザ窯	1回	1,000
ダッチオーブン	1個（1日）	500
シーツ	1枚（1日）	150
灯油ランタン	1回	100
シャワー（1区画）	30分	500
調理器具（調理室）	1時間	500
石油ストーブ	1回	250

備考1 単位の欄の1日とは、条例第4条に規定する宿泊または日帰りにおける使用時間とする。

2 灯油ランタンおよび石油ストーブの1回は、燃料1回分とする。

3 シャワーの使用時間は、午後5時から午後10時までとし、使用に当たってタオル、石鹸等が必要な場合は、使用者が持参するものとする。

4 調理器具とは、調理室に備え付けられた2口ガスコンロ、給湯器およびシンクとする。

様式第1号（第2条関係）

許可	第	号
	年	月 日

大東市立野外活動センター使用許可申請書

（あて先）大東市指定管理者

申請者	団体名		申請	年 月 日
	住所	〒		
	フリガナ 代表者氏名		電話	
			携帯	
団体区分	こども会 学校 BS・GS 家族 その他団体（ ）			

次のとおり大東市立野外活動センターを使用したいので申請します。

使用日時	年 月 日（ ）午前・午後 時から		泊 日					
	年 月 日（ ）午前・午後 時まで		日 帰り					
使用施設	野外	野外テーブル 自炊場 グラウンド ファイヤー場 PA広場						
	活動	2階集会室 1階会議室（1・2全面） クラフトハウス						
	宿泊	アーチハウス（ ）棟 テントサイト（ ）張 本館宿泊室（1・2） 本館2階 和室						
使用内容								
予定人数		乳児 0～2歳	幼児 3～6歳	小学生	中学生	高校・ 大学生	大人	合計
	市内	男						
		女						
	市外	男						
		女						
合計								
使用当日の 責任者	住所							
	氏名					電話		
備考								

- * 使用場所は、人数、プログラムにより調整します。
- * 夏季期間の本館は、避難場所となるため宿泊できません。
- * 2歳児以下は無料です。

利用料金
円
領 収 印

<p>誓約事項等（ご確認の上、□にチェックを入れてください。）</p> <p><input type="checkbox"/> 施設の使用に当たり暴力団の利益となり、またはその利益となるおそれがある行為を行いません。</p> <p><input type="checkbox"/> 使用許可後に暴力団の利益となり、またはそのおそれがあると判断されたときに使用許可を取り消されても、その賠償の責等を大東市に一切求めません。</p> <p><input type="checkbox"/> 記載された個人情報に関し、大東市暴力団排除条例第15条第2項の規定に基づき、大東市が他の官公署に照会を行うことについて同意します。</p>
--

様式第2号(第4条関係)

許可	第	号
	年	月 日

大東市立野外活動センター使用許可書

団 体 名		申請	年 月 日
住 所	〒		
フ リ ガ ナ 代 表 者 氏 名		電話	
		携帯	
団 体 区 分	こども会 学校 BS・GS 家族 その他団体 ()		

大東市指定管理者

次のとおり大東市立野外活動センターの使用を許可します。

使用日時	年 月 日()午前・午後 時から		泊 日					
	年 月 日()午前・午後 時まで		日帰り					
使用施設	野 外	野外テーブル 自炊場 グラウンド ファイヤー場 PA広場						
	活 動	2階集会室 1階会議室 (1・2全面) クラフトハウス						
	宿 泊	アーチハウス () 棟 テントサイト () 張 本館宿泊室 (1・2) 本館2階 和室						
使用内容								
予 定 人 数		乳児 0～2歳	幼児 3～6歳	小学生	中学生	高校・ 大学生	大人	合計
	市内	男						
		女						
	市外	男						
		女						
合 計								
使用当日の 責任者	住所							
	氏名				電 話			
備 考								

使用条件

- この使用許可書は、常に携帯し、センター職員の求めに応じていつでも提示すること。
- 使用权を他人に譲渡しないこと。
- 使用目的以外に使用しないこと。
- センター施設および付属設備その他器具備品等を善良な管理者の注意をもって使用し、万一破損もしくは汚損または滅失したときは、これを原状に復し、またはその損害を賠償すること。
- 公共施設であることを考え、他人に迷惑をかけることのないよう注意すること。
- 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- 大東市立野外活動センター条例および同施行規則の規定に違反したとき、職員の指示に従わないときは、使用の許可を取り消し、またはその使用を制限もしくは停止し、または退去を命ずることがある。
- 利用料金は、原則として還付しません。

利用料金領収書
円
上記金額を領収しました。
年 月 日
領 収 印

許可第	号
年 月	日

大東市立野外活動センター使用許可変更・取消申請書

(あて先) 大東市指定管理者

申請者	団体名		申請日	年 月 日
	住所	(TEL)		
	代表者氏名			

次のとおり大東市立野外活動センター使用許可の 変 更 を したい ので 申請 します。
取 消 し

許 可 番 号	第	号(年	月	日付)
変 更 の理由 取消し					
変更の内容	変 更 前		変 更 後		

領収印	利用料金領収書(控)	
	合計金額	
	納入済額	
	追加金額	

許可第	号
年 月 日	

大東市立野外活動センター使用許可変更・取消許可書

申請者	団体名		申請日	年 月 日
	住所	(TEL)		
	代表者氏名			

大東市指定管理者

次のとおり大東市立野外活動センター使用許可の
 変更
 取消し
 を許可します。

	変 更 前	変 更 後
変更の内容		

追加利用料金領収書
円
上記金額を領収しました。
年 月 日
領 収 印

許可第	号
年 月 日	

大東市立野外活動センター特別設備設置・変更申請書

(あて先) 大東市指定管理者

申 請 者	団 体 名		申 請 日	年 月 日
	住 所	(TEL)		
	代表者氏名			

大東市立野外活動センターにおける特別設備を ^{設置}変更 したいので、次のとおり申請
 します。

許 可 番 号	第 号 (年 月 日付)	
設置 の理由 変更		
特別設備の 概要・場所		
設備の変更 内容	変 更 前	変 更 後

許可第	号
年 月 日	

大東市立野外活動センター特別設備設置・変更許可書

申請者	団体名		申請日	年 月 日
	住所	(TEL)		
	代表者氏名			

大東市指定管理者

大東市立野外活動センターにおける特別設備の 設置変更 を次のとおり許可します。

許可番号	第 号 (年 月 日付)		
設置の理由 変更			
特別設備の概要・場所			
設備の変更内容	変更前	変更後	

様式第7号（第8条関係）

許可	第	号
	年	月 日

大東市立野外活動センター利用料金減免申請書

（あて先）大東市指定管理者

申請者	団体名		申請	年 月 日
	住所		電話	
	代表者氏名		印	

次のとおり大東市立野外活動センターの利用料金の減免を申請します。

使用日時	年 月 日 () 午前・午後 時から		泊 日					
	年 月 日 () 午前・午後 時まで		日帰り					
使用施設	キャンプ場()・本館()							
使用目的・内容等								
予定人数		乳児 0～2歳	幼児 3～6歳	小学生	中学生	高校・ 大学生	大人	合計
	市内	男						
		女						
	市外	男						
		女						
合計								
使用当日の 責任者	住 所							
	氏 名					電 話		
申請理由								
備考								

許可	第	号
	年	月
		日

大東市立野外活動センター利用料金減免許可書

申請者	団体名		申請	年	月	日
	住所		電話			
	代表者氏名					

大東市指定管理者

次のとおり大東市立野外活動センターの利用料金の減免を許可します。

使用日時			年	月	日	()	午前・午後	時から	泊	日	
			年	月	日	()	午前・午後	時まで	日	帰り	
使用施設	キャンプ場()・本館()										
使用目的・内容等											
予定人数			乳児 0～2歳	幼児 3～6歳	小学生	中学生	高校・ 大学生	大人	合計		
	市内	男									
		女									
	市外	男									
女											
合計											
使用当日の 責任者	住所										
	氏名						電話				
申請理由 (減免額)	(割の額)										
備考											

様式第9号（第9条関係）

大東市立野外活動センター利用料金還付申請書兼口座振替依頼書

（あて先）大東市指定管理者

申請者	団体名		申請	年 月 日
	住所		電話	
	代表者氏名		印	

下記のとおり、大東市立野外活動センターの利用料金の還付を承認くださるよう申請します。

申請理由					
許可日時	年 月 日()	午前・午後	時から	泊 日	
	年 月 日()	午前・午後	時まで	日帰り	
対象人数	市内	乳児	人・小人	人・大人	人
	市外	乳児	人・小人	人・大人	人
還付申請額	円				
還付方法	青少年ルーム ・ 野外活動センター ・ 振込				
口座振替	振込先	預金種目	普通・当座		
		口座番号			
	銀行 支店	フリガナ			
		口座名義			
備考					

領収書貼付け欄

様式第10号 (第9条関係)

大東市立野外活動センター利用料金還付決定通知書

申請者	団体名		申請	年 月 日
	住所		電話	
	代表者氏名		印	

大東市指定管理者

下記のとおり施設の利用料金の返還（還付）を決定したので通知します。

還付理由					
許可日時	年 月 日()	午前・午後	時から	泊日	
	年 月 日()	午前・午後	時まで	日帰り	
対象人数	市内	乳児	人・小人	人・大人	人
	市外	乳児	人・小人	人・大人	人
還付決定額	円				
還付方法	青少年ルーム ・ 野外活動センター ・ 振込				
備考					

許可印

大東市立青少年野外活動センター条例施行規則新旧対照表

新	旧
<p><u>大東市立野外活動センター条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>大東市立野外活動センター条例(昭和60年条例第5号。以下「条例」という。)</u>の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(使用の申請)</p> <p>第2条 <u>大東市立野外活動センター</u>（以下「センター」という。）の使用の許可を受けようとする者は、<u>大東市立野外活動センター使用許可申請書</u>（様式第1号。以下「申請書」という。）を<u>指定管理者</u>（<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)</u>に提出しなければならない。<u>この場合において、使用しようとする者が複数のときは、この条に定める申請をその予約の申込みとみなすものとする。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する申請は、使用日(2日以上継続して使用する場合にあっては、その初日をいう。以下同じ。)</u>の属する月の<u>6か月前</u>（本市内に在住、在勤または在学する者に限る。）の月の初日から同月6日までに<u>行わなければならない。</u></p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>条例第4条第2項に規定する夏季期間その他指定管理者が特に必要があると認めるときは、申請の期間を別に定めることができる。</u></p> <p>4 <u>抽選等の選考を経て、センターの使用の予約の決定(以下「予約の決定」という。)</u>を受けた者は、当該予約の決定をした日の属する月の14日までに、<u>第1項の規定による申請その他の手続を行わなければならない。この場合において、第1項後段の規定により予約の申込みとみなしたときは、第1項の申請書の提出があったものとして取り扱う。</u></p> <p>5 <u>第2項に規定する申請可能日から15日を経過した日から使用予定日の14日前までの期間において、第1項の規定による申請が行われていないときは、センターの使用の申請に係る手続をすることができる。</u></p>	<p><u>大東市立青少年野外活動センター条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>大東市立青少年野外活動センター条例(昭和60年条例第5号。以下「条例」という。)</u>の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(使用許可の申請)</p> <p>第2条 <u>大東市立青少年野外活動センター</u>（以下「センター」という。）の使用の許可を受けようとする者は、<u>大東市立青少年野外活動センター使用許可申請書</u>（様式第1号。以下「申請書」という。）を<u>大東市教育委員会</u>（以下「委員会」という。）に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 <u>申請書は、使用日(2日以上継続して使用する場合にあっては、その初日をいう。以下同じ。)</u>の<u>14日前から使用月の6月前</u>（ただし、本市内に在住、在勤および在学しない者の使用は3月前）までに<u>提出しなければならない。ただし、委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>夏季期間における使用申請については別に定めることができる。</u></p>

6 前項の手続が、電話等による使用の予約である場合は、当該予約が決定した日の翌日から起算して7日以内に、第1項の申請手続を行わなければならない。

(申請等の受付)

第3条 センターの使用に係る申請等の受付場所および受付時間は、次のとおりとする。

<u>受付場所</u>	<u>受付時間</u>
<u>大東市立生涯学習センター内青少年ルーム</u>	<u>午前9時から午後9時まで</u>
<u>大東市立野外活動センター</u>	<u>午前9時から午後5時30分まで</u>

(使用の許可)

第4条 指定管理者は、第2条第1項に規定する申請があったときは、その内容を審査した上で使用の可否を決定し、大東市立野外活動センター使用許可書(様式第2号。以下「許可書」という。)により当該申請をした者に通知するものとする。

2 指定管理者は、予約の決定を受けた者が第2条第4項に定める日までに利用料金を支払わない場合は、当該予約の決定を取り消すものとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 第1項の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、センターを使用する際、係員の求めに応じ、許可書を提示しなければならない。

(使用の許可の変更および取消しの申請)

第5条 使用者は、センターの使用の許可を変更し、または取り消そうとするときは、大東市立野外活動センター使用許可変更・取消申請書(様式第3号。以下「変更等申請書」という。)を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査した上で変更または取消しの可否を決定し、大東市立野外活動センター使用許可変更・取消許可書(様式第4号。以下「変更等許可書」という。)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(使用の許可)

第3条 委員会が、センターの使用を許可したときは、大東市立青少年野外活動センター使用許可書(様式第2号)を交付する。

2 委員会は、センターの使用の許可をするに当たり管理上必要な条件を付することができる。

(特別設備の設置等)

第6条 使用者は、センターに備え付けられた付属設備以外の特別設備を設け、または既設の設備に変更を加えようとする者は、大東市立野外活動センター特別設備設置・変更申請書(様式第5号)を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の特別設備の設置に係る費用は、すべて使用者の負担とする。

3 指定管理者は、第1項の申請があったときは、その内容を審査した上で設置または変更の可否を決定し、大東市立野外活動センター特別設備設置・変更許可書(様式第6号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(付属設備等の利用料金等)

第7条 付属設備等の利用料金は、別表のとおりとする。

2 使用者は、センターの使用の許可を受けるに当たっては、所定の利用料金(付属設備等の利用料金を含む。)を支払わなければならない。

3 指定管理者は、条例第14条および前項の利用料金を収納したときにあつては申請書および許可書に、第5条の規定により追加の利用料金を収納したときにあつては変更等申請書および変更等許可書に、領収印を押印するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に認める場合は、使用者の求めに応じて別に定める領収書を発行することができる。

4 条例別表に定める本館の日帰りの利用料金については、指定管理者が別に定める有料区域への立入を含むものとする。

(利用料金の減免)

第8条 指定管理者は、条例第15条の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める割合を減免することができる。

(1) 本市または指定管理者が青少年の健全育成事業に使用するとき 10割

(2) 観光案内ツアーをボランティア団体等が行うとき 10割(引率者に係る日帰りの利用料金に限る。)

(3) 市内の幼稚園、保育園またはこども園が日帰り利用するとき 10割

(4) 0歳児、1歳児または2歳児が利用するとき 10割

(5) 指定管理者が認めた社会教育団体が青少年の健全育成事業に使用すると

(使用料の減免)

第4条 条例第12条の規定により、委員会は次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部または一部を免除することができる。

(1) 本市または委員会が青少年の健全育成事業に使用するとき 免除

(2) 本市市立学校および委員会が認めた社会教育団体が青少年の健全育成事

き 5割

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の事由があると認めるとき 5割

2 前項に規定する利用料金の減免を受けようとする者は、大東市立野外活動センター利用料金減免申請書(様式第7号)を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査した上で減免の可否を決定し、大東市立野外活動センター利用料金減免許可書(様式第8号)により当該申請を行った者に通知するものとする。

(利用料金の還付)

第9条 指定管理者は、条例第16条ただし書の規定による利用料金の還付について、次の各号の理由に応じ、当該各号に掲げる額を還付することができる。

(1) 災害その他使用者の責めによらない理由により使用できなくなったとき 既納の利用料金の10割

(2) 使用日の7日前の日までに使用を取り消した場合 既納の利用料金の5割

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に還付することが適当と認めた場合 既納の利用料金のうち指定管理者が別に定める割合

2 前項の場合において、利用料金の還付を受けようとする者は、大東市立野外活動センター利用料金還付申請書兼口座振替依頼書(様式第9号)を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の申請があったときは、その内容を審査した上で還付の可否を決定し、大東市立野外活動センター利用料金還付決定通知書(様式第10号)により、当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、指定管理者が認める場合は、通知書の交付を省略することができる。

業に使用するとき、または委員会が特別の事由があると認めるとき 5割減額

2 前項に規定する使用料の減免を受けようとする者は、大東市立青少年野外活動センター使用料減免申請書(様式第3号)を委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

3 前項の申請があつた場合において、使用料の減免を許可したときは、大東市立青少年野外活動センター使用料減免許可書(様式第4号)を交付する。

(使用料の還付)

第5条 条例第13条ただし書の規定による使用料の還付については、次のとおりとする。

(1) 災害その他使用者の責めに帰すことのできない理由により使用できなくなったとき 既納の使用料の全額

(2) 前号に掲げるもののほか、委員会が特に還付することが適当と認めた場合 既納の使用料のうち委員会が別に定める割合

2 前項の還付を受けようとする者は、大東市立青少年野外活動センター利用料金還付申請書(様式第5号)を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(破損等の届出)

第10条 使用者は、施設および付属設備等を破損し、汚損し、または滅失したときは、速やかに指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(使用者の義務および責任)

第11条 使用者は、センターの使用を終了したときは、その場所および設備を清掃および整頓し、係員に届け出て、点検を受けなければならない。

2 使用者は、使用に関して生じた一切の事故につきその責めを負うものとする。

(補則)

(使用許可書等の提示義務)

第6条 使用者は、使用期間中使用許可書を携帯し、センターの職員および管理者から要求されたときは、いつでもこれを提示しなければならない。

(使用者の義務および責任)

第7条 使用者は、センターの使用を終了したときは、その場所および設備を清掃整頓し、係員に届け出なければならない。

2 使用者は、使用に関して生じた一切の事故につきその責を負うものとする。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第8条 第2条から第5条までの規定は、条例第17条に規定する指定管理者にセンターの管理を行わせる場合について準用する。この場合において、第2条および第3条中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第4条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第1項第2号中「委員会が特別の事由があると認めるとき」とあるのは「指定管理者が特別の事由があると認めるとき」と、同条第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「大東市立青少年野外活動センター使用料減免申請書」とあるのは「大東市立青少年野外活動センター利用料金減免申請書」と、「委員会」とあるのは「指定管理者」と、同条第3項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「大東市立青少年野外活動センター使用料減免許可書」とあるのは「大東市立青少年野外活動センター利用料金減免許可書」と、第5条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「委員会」とあるのは「指定管理者」と、「大東市立青少年野外活動センター使用料還付申請書」とあるのは「大東市立青少年野外活動センター利用料金還付申請書」と読み替えるものとする。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、センターの管理、運営等について必要な事項は、大東市教育委員会が別に定める。

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、委員会が別に定める。

別表（第7条関係）

設備および備品	単位	利用料金（円）
天体望遠鏡	1台（1日）	500
双眼鏡	1台（1日）	200
積み木	1,000ピース（1日）	300
ボート（ <u>夏季のみ</u> ）	30分	500
ピザ窯	1回	1,000
ダッチオーブン	1個（1日）	500
シーツ	1枚（1日）	150
灯油ランタン	1回	100
シャワー（1区画）	30分	500
調理器具（調理室）	1時間	500
石油ストーブ	1回	250

備考

1 単位の欄の1日とは、条例第4条に規定する宿泊または日帰りにおける使用時間とする。

2 灯油ランタンおよび石油ストーブの1回は、燃料1回分とする。

別表

設備および備品	単位	使用料
天体望遠鏡	1回	500円
双眼鏡	1日	200円
積み木	1,000ピース	300円
ボート	30分	500円
ピザ窯	1回	1,000円
ダッチオーブン	1個/日	500円
シーツ	1枚	150円
灯油ランタン	1回	100円
<u>プロジェクトアドベンチャー</u>	<u>5～15人/半日</u>	<u>8,000円</u>
シャワー（1区画）	30分	500円
調理器具（調理室）	1時間	500円
<u>集会室以外の本館各室における冷暖房費</u>	<u>1時間</u>	<u>100円</u>
石油ストーブ	1回	250円

備考

1 灯油ランタンおよび石油ストーブの1回とは、燃料1回分のこととする。

<p>3 シャワーの使用時間は、午後5時から午後10時までとし、使用に当たってタオル、石鹸等が必要な場合は、使用者が持参するものとする。</p> <p>4 調理器具とは、調理室に備え付けられた2口ガスコンロ、給湯器およびシンクとする。</p>	<p><u>2 プロジェクトアドベンチャーの使用は、昼間で使用環境の良い場合に限ることとし、使用に当たっては指導員を配置する。</u></p> <p>3 シャワーの使用時間は、午後5時から午後10時までとし、使用に当たってタオル、石鹸等が必要な場合は、使用者が持参するものとする。</p> <p>4 調理器具とは、調理室に備え付けられた2口ガスコンロ、給湯器およびシンクとする。</p> <p><u>5 センターの管理を指定管理者が行う場合は、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。</u></p>
---	--

新	旧																						
○大東市教育委員会事務局組織規則	○大東市教育委員会事務局組織規則																						
(内部組織)	(内部組織)																						
第2条 事務局の内部組織は、次のとおりとする。(略)	第2条 事務局の内部組織は、次のとおりとする。(略)																						
2 前項に規定するもののほか、次の表の右欄に掲げる施設は、それぞれ同表の左欄の部、室または課に属するものとする。	2 前項に規定するもののほか、次の表の右欄に掲げる施設は、それぞれ同表の左欄の部、室または課に属するものとする。																						
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">所属</th> <th style="width: 10%;">施設の種類</th> <th style="width: 80%;">施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校教育部</td> <td>教育政策室</td> <td>教育研究所、野崎青少年教育センターおよび北条青少年教育センター</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">生涯学習部</td> <td>生涯学習課</td> <td>生涯学習センター、文化情報センター、まなび北新、まなび泉、まなび南郷、<u>野外活動センター</u>、文化ホール(市民ギャラリーを含む。以下同じ。)、公民館、歴史民俗資料館、ふれあいルーム、中央図書館、西部図書館、東部図書館および堂山古墳群史跡広場</td> </tr> <tr> <td>スポーツ振興課</td> <td>市民体育館、テニスコート、龍間運動広場、四条体育館、四条グラウンド、北条体育館および北条グラウンド</td> </tr> </tbody> </table>	所属	施設の種類	施設の名称	学校教育部	教育政策室	教育研究所、野崎青少年教育センターおよび北条青少年教育センター	生涯学習部	生涯学習課	生涯学習センター、文化情報センター、まなび北新、まなび泉、まなび南郷、 <u>野外活動センター</u> 、文化ホール(市民ギャラリーを含む。以下同じ。)、公民館、歴史民俗資料館、ふれあいルーム、中央図書館、西部図書館、東部図書館および堂山古墳群史跡広場	スポーツ振興課	市民体育館、テニスコート、龍間運動広場、四条体育館、四条グラウンド、北条体育館および北条グラウンド	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">所属</th> <th style="width: 10%;">施設の種類</th> <th style="width: 80%;">施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校教育部</td> <td>教育政策室</td> <td>教育研究所、野崎青少年教育センターおよび北条青少年教育センター</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">生涯学習部</td> <td>生涯学習課</td> <td>生涯学習センター、文化情報センター、まなび北新、まなび泉、まなび南郷、<u>青少年野外活動センター</u>、文化ホール(市民ギャラリーを含む。以下同じ。)、公民館、歴史民俗資料館、ふれあいルーム、中央図書館、西部図書館、東部図書館および堂山古墳群史跡広場</td> </tr> <tr> <td>スポーツ振興課</td> <td>市民体育館、テニスコート、龍間運動広場、四条体育館、四条グラウンド、北条体育館および北条グラウンド</td> </tr> </tbody> </table>	所属	施設の種類	施設の名称	学校教育部	教育政策室	教育研究所、野崎青少年教育センターおよび北条青少年教育センター	生涯学習部	生涯学習課	生涯学習センター、文化情報センター、まなび北新、まなび泉、まなび南郷、 <u>青少年野外活動センター</u> 、文化ホール(市民ギャラリーを含む。以下同じ。)、公民館、歴史民俗資料館、ふれあいルーム、中央図書館、西部図書館、東部図書館および堂山古墳群史跡広場	スポーツ振興課	市民体育館、テニスコート、龍間運動広場、四条体育館、四条グラウンド、北条体育館および北条グラウンド
所属	施設の種類	施設の名称																					
学校教育部	教育政策室	教育研究所、野崎青少年教育センターおよび北条青少年教育センター																					
生涯学習部	生涯学習課	生涯学習センター、文化情報センター、まなび北新、まなび泉、まなび南郷、 <u>野外活動センター</u> 、文化ホール(市民ギャラリーを含む。以下同じ。)、公民館、歴史民俗資料館、ふれあいルーム、中央図書館、西部図書館、東部図書館および堂山古墳群史跡広場																					
	スポーツ振興課	市民体育館、テニスコート、龍間運動広場、四条体育館、四条グラウンド、北条体育館および北条グラウンド																					
所属	施設の種類	施設の名称																					
学校教育部	教育政策室	教育研究所、野崎青少年教育センターおよび北条青少年教育センター																					
生涯学習部	生涯学習課	生涯学習センター、文化情報センター、まなび北新、まなび泉、まなび南郷、 <u>青少年野外活動センター</u> 、文化ホール(市民ギャラリーを含む。以下同じ。)、公民館、歴史民俗資料館、ふれあいルーム、中央図書館、西部図書館、東部図書館および堂山古墳群史跡広場																					
	スポーツ振興課	市民体育館、テニスコート、龍間運動広場、四条体育館、四条グラウンド、北条体育館および北条グラウンド																					
3 (略)	3 (略)																						

(新)

様式第1号(第2条関係)

許可	第	号
	年	月 日

大東市立野外活動センター使用許可申請書

(あて先) 大東市指定管理者

申請者	団体名	申請		年月日
	住所			
	フリガナ 代表者氏名	電話		
		携帯		
	団体区分	こども会 学校 BS・GS 家族 その他団体 ()		

次のとおり大東市立野外活動センターを使用したいので申請します。

使用日時	年 月 日 () 午前・午後 時から	泊日																																										
	年 月 日 () 午前・午後 時まで	日帰り																																										
使用施設	野外 テーブル 自炊場 グラウンド ファイヤー場 PA広場 2階集会室 1階会議室 (1・2全面) クラフトハウス アーチハウス () 棟 テントサイト () 張 本館宿泊室 (1・2) 本館2階 和室																																											
使用内容	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>乳児 0～2歳</td> <td>幼児 3～6歳</td> <td>小学生</td> <td>中学生</td> <td>高校・ 大学生</td> <td>大人</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">予 定 人 数</td> <td rowspan="2">市内</td> <td>男</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>女</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市外</td> <td>男</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>女</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			乳児 0～2歳	幼児 3～6歳	小学生	中学生	高校・ 大学生	大人	合計	予 定 人 数	市内	男						女						市外	男						女						合計						
	乳児 0～2歳	幼児 3～6歳	小学生	中学生	高校・ 大学生	大人	合計																																					
予 定 人 数	市内	男																																										
		女																																										
	市外	男																																										
		女																																										
合計																																												
使用当日の責任者	住所 氏名	電話																																										
備考																																												

- * 使用場所は、人数、プログラムにより調整します。
- * 夏季期間の本館は、避難場所となるため宿泊できません。
- * 2歳児以下は無料です。

利用料金
円

誓約事項等 (ご確認の上、□にチェックを入れてください。)

施設の使用に当たり暴力団の利益となり、またはその利益となるおそれがある行為を行いません。

使用許可後に暴力団の利益となり、またはそのおそれがあると判断されたときに使用許可を取り消されても、その賠償の責等を大東市に一切求めません。

記載された個人情報に関し、大東市暴力団排除条例第15条第2項の規定に基づき、大東市が他の官公署に照会を行うことについて同意します。

領収印

(旧)

様式第1号(第2条関係)

許可	第	号
	年	月 日

大東市立青少年野外活動センター使用許可申請書

(あて先) 大東市教育委員会

申請者	団体名	申請		年月日
	住所			
	フリガナ 代表者氏名	電話		
		携帯		
	団体区分	こども会 学校 BS・GS 家族 その他団体 ()		

次のとおり大東市立青少年野外活動センターを使用したいので申請します。

使用日時	年 月 日 () 午前・午後 時から	泊日																																										
	年 月 日 () 午前・午後 時まで	日帰り																																										
使用施設	野外 テーブル 自炊場 グラウンド ファイヤー場 PA広場 2階集会室 1階会議室 (1・2全面) クラフトハウス アーチハウス () 棟 テントサイト () 張 本館宿泊室 (1・2) 本館2階 和室																																											
使用内容	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>乳児 0～2歳</td> <td>幼児 3～6歳</td> <td>小学生</td> <td>中学生</td> <td>高校・ 大学生</td> <td>大人</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">予 定 人 数</td> <td rowspan="2">市内</td> <td>男</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>女</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市外</td> <td>男</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>女</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			乳児 0～2歳	幼児 3～6歳	小学生	中学生	高校・ 大学生	大人	合計	予 定 人 数	市内	男						女						市外	男						女						合計						
	乳児 0～2歳	幼児 3～6歳	小学生	中学生	高校・ 大学生	大人	合計																																					
予 定 人 数	市内	男																																										
		女																																										
	市外	男																																										
		女																																										
合計																																												
使用当日の責任者	住所 氏名	電話																																										
備考																																												

- * 使用場所は、人数、プログラムにより調整します。
- * 夏季期間の本館は、避難場所となるため宿泊できません。
- 施設の管理を指定管理者が行う場合、様式中「大東市教育委員会」とあるのは「大東市指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとします。

使用料
円

誓約事項等 (ご確認の上、□にチェックを入れてください。)

施設の使用に当たり暴力団の利益となり、またはその利益となるおそれがある行為を行いません。

使用許可後に暴力団の利益となり、またはそのおそれがあると判断されたときに使用許可を取り消されても、その賠償の責等を大東市に一切求めません。

記載された個人情報に関し、大東市暴力団排除条例第15条第2項の規定に基づき、大東市が他の官公署に照会を行うことについて同意します。

領収印

(新)

様式第2号(第4条関係)

許可	第	号
	年	月 日

大東市立野外活動センター使用許可書

団体名			申請	年 月 日	
住所	〒				
フリガナ 代表者氏名			電話		
			携帯		
団体区分	子ども会 学校 BS・GS 家族 その他団体 ()				

大東市指定管理者

次のとおり大東市立野外活動センターの使用を許可します。

使用日時	年 月 日()午前・午後 時から		泊 日					
	年 月 日()午前・午後 時まで		日 帰り					
使用施設	野外	野外テーブル 自炊場 グラウンド ファイヤー場 PA広場						
	活動	2階集会室 1階会議室(1・2全面) クラフトハウス						
宿泊	アーチハウス()棟 テントサイト()張 本館宿泊室(1・2) 本館2階 和室							
使用内容								
予定人数	市内	乳児 0～2歳	幼児 3～6歳	小学生	中学生	高校・ 大学生	大人	合計
		男						
	市外	女						
		男						
	合計	女						
使用当日 の責任者	住所	氏名		電 話				
備考								

使用条件

- この使用許可書は、常に携帯し、センター職員の求めに応じていつでも提示すること。
- 使用権を他人に譲渡しないこと。
- 使用目的以外に使用しないこと。
- センター施設および付属設備その他器具備品等を善良な管理者の注意をもつて使用し、万一破損もしくは汚損または滅失したときは、これを原状に復し、またはその損害を賠償すること。
- 公共施設であることを考え、他人に迷惑をかけることのないよう注意すること。
- 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
- 大東市立野外活動センター条例および同施行規則の規定に違反したとき、職員の指示に従わないときは、使用の許可を取り消し、またはその使用を制限もしくは停止し、または退去を命ずることがある。
- 利用料金は、原則として還付しません。

利用料金領収書

円
上記金額を領収しました。
年 月 日
領 収 印

(旧)

様式第2号(第3条関係)

許可	第	号
	年	月 日

大東市立青少年野外活動センター使用許可書

団体名			申請	年 月 日	
住所	〒				
フリガナ 代表者氏名			電話		
			携帯		
団体区分	子ども会 学校 BS・GS 家族 その他団体 ()				

大東市教育委員会

次のとおり大東市立青少年野外活動センターの使用を許可します。

使用日時	年 月 日()午前・午後 時から		泊 日					
	年 月 日()午前・午後 時まで		日 帰り					
使用施設	野外	野外テーブル 自炊場 グラウンド ファイヤー場 PA広場						
	活動	2階集会室 1階会議室(1・2全面) クラフトハウス						
宿泊	アーチハウス()棟 テントサイト()張 本館宿泊室(1・2) 本館2階 和室							
使用内容								
予定人数	市内	乳児 0～2歳	幼児 3～6歳	小学生	中学生	高校・ 大学生	大人	合計
		男						
	市外	女						
		男						
	合計	女						
使用当日 の責任者	住所	氏名		電 話				
備考								

使用条件

- この使用許可書は、常に携帯し、センター職員の求めに応じていつでも提示すること。
 - 使用権を他人に譲渡しないこと。
 - 使用目的以外に使用しないこと。
 - センター施設および付属設備その他器具備品等を善良な管理者の注意をもつて使用し、万一破損もしくは汚損または滅失したときは、これを原状に復し、またはその損害を賠償すること。
 - 公共施設であることを考え、他人に迷惑をかけることのないよう注意すること。
 - 所定の場所以外で火気を使用しないこと。
 - 大東市立青少年野外活動センター条例および同施行規則の規定に違反したとき、職員の指示に従わないときは、使用の許可を取り消し、またはその使用を制限もしくは停止し、または退去を命ずることがある。
 - 使用料金は、原則として還付しません。
- 施設の管理を指定管理者が行う場合、様式中「大東市教育委員会」とあるのは「大東市指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとします。

使用料領収書

円
上記金額を領収しました。
年 月 日
領 収 印

様式第3号(第5条関係)

(新)

許可第	号
年 月 日	

大東市立野外活動センター使用許可変更・取消申請書

(あて先) 大東市指定管理者

申請者	団体名		申請日	年 月 日
	住所	(TEL)		
	代表者氏名			

次のとおり大東市立野外活動センター使用許可の 変更 取消し をしたいので申請します。

許可番号	第 号(年 月 日付)	
<u>変更</u> <u>取消し</u> の理由		
変更の内容	変更前	変更後

領収印	利用料金領収書(控)	
	合計金額	
	納入済額	
	追加金額	

(旧)

許可第 _____ 号
年 月 日

大東市立野外活動センター使用許可変更・取消許可書

申請者	団体名		申請日	年 月 日
	住所	(TEL _____)		
	代表者氏名			

大東市指定管理者

次のとおり大東市立野外活動センター使用許可の 変更 / 取消し を許可します。

	変 更 前	変 更 後
変更の内容		

追加利用料金領収書

_____ 円

上記金額を領収しました。

年 月 日

領 収 印

様式第5号(第6条関係)

(新)

許可第	号
年 月 日	

大東市立野外活動センター特別設備設置・変更申請書

(あて先) 大東市指定管理者

申請者	団体名		申請日	年 月 日
	住所	(TEL)		
	代表者氏名			

大東市立野外活動センターにおける特別設備を 設置 変更 したいので、次のとおり申請します。

許可番号	第 号 (年 月 日付)	
設置の理由 変更		
特別設備の概要・場所		
設備の変更内容	変更前	変更後

(旧)

(新)

様式第6号(第6条関係)

許可第	号
年	月 日

大東市立野外活動センター特別設備設置・変更許可書

申請者	団体名		申請日	年 月 日
	住所	(TEL)		
	代表者氏名			

大東市指定管理者

大東市立野外活動センターにおける特別設備の 設置 変更 を次のとおり許可します。

許可番号	第 号 (年 月 日付)	
設置 の理由 変更		
特別設備の 概要・場所		
設備の変更 内容	変 更 前	変 更 後

(旧)

様式第7号(第8条関係)

(新)

許可	第	号
	年	月 日

大東市立野外活動センター利用料金減免申請書

(あて先) 大東市指定管理者

申請者	団体名		申請	年 月 日
	住所		電話	
	代表者氏名		印	

次のとおり大東市立野外活動センターの利用料金の減免を申請します。

使用日時	年 月 日()午前・午後 時から	泊日						
	年 月 日()午前・午後 時まで	日帰り						
使用施設	キャンプ場()・本館()							
使用目的・内容等								
予定人数		乳児 0～2歳	幼児 3～6歳	小学生	中学生	高校・ 大学生	大人	合計
	市内	男						
		女						
	市外	男						
		女						
合計								
使用当日の責任者	住所							
	氏名		電話					
申請理由								
備考								

(旧)

様式第3号(第4条関係)

許可	第	号
	年	月 日

大東市立青少年野外活動センター使用料金減免申請書

(あて先) 大東市教育委員会

申請者	団体名		申請	年 月 日
	住所		電話	
	代表者氏名		印	

次のとおり大東市立青少年野外活動センターを使用料の減免を申請します。

使用日時	年 月 日()午前・午後 時から	泊日							
	年 月 日()午前・午後 時まで	日帰り							
使用施設	キャンプ場()・本館()								
使用目的・内容等									
使用予定人数	小学生	中学生	高校生	勤労青年	その他青年	指導者	その他	計	合計
	男	()	()	()	()	()	()	()	()
	女	()	()	()	()	()	()	()	()
使用当日の責任者	住所								
	氏名		電話						
申請理由									
備考									

* 使用予定人数欄()内は、大東市に在住、在勤、在学以外の人数を記入してください。

施設の管理を指定管理者が行う場合、様式中「大東市教育委員会」とあるのは「大東市指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとします。

(新)

様式第8号(第8条関係)

許可	第	号
	年	月 日

大東市立野外活動センター利用料金減免許可書

申請者	団体名		申請	年 月 日
	住所		電話	
	代表者氏名			

大東市指定管理者

次のとおり大東市立野外活動センターの利用料金の減免を許可します。

使用日時	年 月 日()午前・午後 時から	泊日						
	年 月 日()午前・午後 時まで	日帰り						
使用施設	キャンプ場()・本館()							
使用目的・内容等								
予定人数		乳児 0~2歳	幼児 3~6歳	小学生	中学生	高校・ 大学生	大人	合計
	市内	男						
		女						
	市外	男						
		女						
合計								
使用当日の責任者	住所							
	氏名		電話					
申請理由 (減免額)	(割の額)							
備考								

(旧)

様式第4号(第4条関係)

許可	第	号
	年	月 日

大東市立青少年野外活動センター使用料減免許可書

申請者	団体名		申請	年 月 日
	住所		電話	
	代表者氏名			

大東市教育委員会

次のとおり大東市立青少年野外活動センターを使用料の減免を許可します。

使用日時	年 月 日()午前・午後 時から	泊日							
	年 月 日()午前・午後 時まで	日帰り							
使用施設	キャンプ場()・本館()								
使用目的・内容等									
使用予定 人数	小学生	中学生	高校生	勤労 青年	その他 青年	指導者	その他	計	合計
	男	()	()	()	()	()	()	()	()
	女	()	()	()	()	()	()	()	()
使用当日の責任者	住所								
	氏名		電話						
申請理由 (減免額)	(割の額)								
備考									

施設の管理を指定管理者が行う場合、様式中「大東市教育委員会」とあるのは「大東市指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとします。

(新)

様式第9号(第9条関係)

大東市立野外活動センター利用料金還付申請書兼口座振替依頼書

(あて先)大東市指定管理者

申請者	団体名		申請	年 月 日
	住所		電話	
	代表者氏名		印	

下記のとおり、大東市立野外活動センターの利用料金の還付を承認くださるよう申請します。

申請理由			
許可日時	年 月 日()午前・午後 時から	泊 日	
	年 月 日()午前・午後 時まで	日帰り	
対象人数	市内	乳児 人・小人 人・大人 人	
	市外	乳児 人・小人 人・大人 人	
還付申請額	円		
還付方法	青少年ルーム・野外活動センター・振込		
口座振替	振込先 銀行 支店	預金種目	普通・当座
		口座番号	
		フリガナ	
		口座名義	
備考			

領収書貼付け欄

(旧)

様式第5号(第5条関係)

大東市立青少年野外活動センター使用料還付申請書兼口座振替依頼書

(あて先)大東市教育委員会

申請者	団体名		申請	年 月 日
	住所		電話	
	代表者氏名		印	

下記のとおり、大東市立青少年野外活動センターの使用料の還付を承認くださるよう申請します。なお、下記のとおり口座振替によって支払ってください。

許可番号	第 号(年 月 日付け)								
申請理由									
納入済額	円								
還付申請額	円								
許可日時	年 月 日()午前・午後 時から	泊 日							
	年 月 日()午前・午後 時まで	日帰り							
許可施設	キャンプ場()・本館()								
還付対象人数 (他市人数)	小学生	中学生	高校生	勤労青年	その他青年	指導者	その他	計	合計
	男 ()	()	()	()	()	()	()	()	()
	女 ()	()	()	()	()	()	()	()	()
口座振替	振込先 銀行 支店	預金種目	普通・当座						
		口座番号							
		フリガナ							
		口座名義							
備考									

施設の管理を指定管理者が行う場合、様式中「大東市教育委員会」とあるのは「大東市指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとします。

(新)

様式第10号(第9条関係)

大東市立野外活動センター利用料金還付決定通知書

申請者	団体名		申請	年 月 日
	住所		電話	
	代表者氏名		印	

大東市指定管理者

下記のとおり施設の利用料金の返還(還付)を決定したので通知します。

還付理由			
許可日時	年 月 日()午前・午後 時から	泊日	
	年 月 日()午前・午後 時まで	日帰り	
対象人数	市内	乳児 人・小人 人・大人 人	
	市外	乳児 人・小人 人・大人 人	
還付決定額	円		
還付方法	青少年ルーム・野外活動センター・振込		
備考			

許可印

(旧)

7. 一般業務報告

1. 平成29年大東市議会9月定例会月議会 一般質問要旨について
学校教育部 品川部長

2. 英検3級にチャレンジ～Daito English Trial～
実施報告について

教育政策室 宮田課長

8. 会議録

亀岡教育長

それでは、10月の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の出席状況についてご報告をよろしく申し上げます。

品川部長

本日の出席者は教育長並びに教育委員4名、合計5名でございます。

亀岡教育長

次に、先の9月定例会におきまして10月7月付けで任期満了をむかえました太田教育委員の再任議案が上程され、9月1日付けで既決承認を得、市長から本市教育委員の任命辞令を交付いただきましたことをご報告させていただきます。任期は、平成29年10月8日から平成33年10月7日となります

(太田委員挨拶)

亀岡教育長

それでは、議事に入らせていただきます。

日程第1 「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、田中委員によろしく願います。

次に、日程第2 教委議案第31号「大東市立青少年野外活動センター条例施行規則の全部改正について」の提案理由の説明をお願いします。

田川次長

教委議案第31号「大東市立青少年野外活動センター条例施行規則の全部改正について」の提案理由をご説明いたします。

この改正につきましては、平成29年9月定例会において、「大東市立青少年野外活動センター条例の一部を改正する条例」が制定されたことに伴い、条例と施行規則との整合性を保つために所要の改正を行うものです。

今回、一部改正ではなく、全部改正としたのは、条例の改正箇所が多かったこと、また最近制定した他の施設の条例施行規則に合わせ、条文を全般的に見直したことによるものです。

主な改正内容は、施設の名称から「青少年」を削り「大東市立野外活動センター」に変更することや、指定管理者の運営を原則とし、指定管理者と大東市教育委員会との読替規定を廃止すること、また、予約手続

をできるだけ他の施設に準じた手続きにすることなどがございます。

では、議案本紙の後ろに添付しているA4横の新旧対照表、右肩に枠囲みで参考資料と記載しております。この資料の1ページ目をお願いいたします。

右側が改正前、左側が改正後であり、改正箇所には下線を引いております。

では具体的な改正点をご説明いたします。

第2条（使用の申請）第1項では、当施設の使用許可申請書の提出先を大東市教育委員会から指定管理者へ変更しております。

次に、第2項から第6項では、他の施設に準じた手続きとするための改正を行っています。

改正前においては、使用申請の可能な期間を、市内在住・在勤・在学者は使用月の6ヵ月前から、その他の者は3ヵ月前からとしていましたが、改正後は、他の施設に準じ、「一次申請」「二次申請」という2段階の申請手順に変更しています。「一次申請」については、市内在住・在勤・在学者のみ申請可能であり、使用月の6ヵ月前の月の初日から6日まで申請を受け付け、7日に行う抽選で当選した者は同月14日までに申請書の提出等を行わなければならないものとしています。この「一次申請」において申請書の提出等が行われなかった場合、「二次申請」の段階に移り、市内在住・在勤・在学者以外の方も含め、先着順で申請を受け付けることとしています。

次のページ、2ページに移りまして、第3条（申請等の受付）では、野外活動センター指定管理者が常駐する受付場所と時間を明記するものです。

第4条（使用の許可）第1項から第3項では、先程の第2条（使用の申請）の改正に合わせ、「一次申請」「二次申請」の各申請に対応する許可手続きについて規定するものです。

第5条（使用の許可の変更および取消しの申請）では、使用許可を受けた者が使用許可の変更または取消の申請を行うときに用いる「変更・

取消申請書」の様式と手続きを定め、併せて、指定管理者が当該申請を受け、許可を行うときに用いる「変更・取消許可書」の様式と手続きを定めるものです。

次のページの第6条（特別設備の設置等）は、使用者がセンターに備え付けの付属備品以外の特別設備を設けたり、既設の設備に変更を加えようとする場合の申請の様式と手続きを定めるものです。

第7条（附属設備等の利用料金等）は、2ページめくっていただいて6ページ目の別表（第7条関係）のとおり改正するものです。表中の「単位」の内容を明確化する他、プロジェクトアドベンチャーと冷暖房費は、規則から条例の規定へ移行したため、削除しています。

3ページに戻っていただいて、下段の第8条（利用料金の減免）では、減免規定の内容を、当センターの利用の実態に鑑み規定し直すものです。具体的には、「観光案内ツアーをボランティア団体等が行うとき」や、「市内の幼稚園、保育園、こども園が日帰り利用するとき」や、「0歳児から2歳児までが利用するとき」などに10割減免を行うものとしてしています。

次のページ、4ページ目に移りまして、中段の第9条（利用料金の還付）では、第1項第2号で、「使用日の7日前までに使用を取り消した場合、利用料金の5割を還付することができる」旨、新たに規定しております。

次のページ、第10条（破損等の届出）では、使用者が施設や付属設備等を破損、汚損、滅失したときには指定管理者に届け出なければならない旨を規定しています。

次の第11条（使用者の義務および責任）と、次のページの第12条は、文言の整理を行うものです。

改正内容は以上であり、この規則の施行日は平成30年4月1日としております。

以上が「大東市立青少年野外活動センタ一条例施行規則の全部改正について」の説明でございます。何卒よろしくご審議の上、ご議決賜り

ますようお願い申し上げます。

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

水野委員

ご説明ありがとうございます。1つ質問ですが、新旧対照表6ページの別表（第7条関係）中にあるプロジェクトアドベンチャーについて、内容の説明をお願いいたします。

田川次長

プロジェクトアドベンチャーはアメリカで発祥したもので、冒険教育を通じて、青少年の心身の健全育成を図ることを目的としています。当該センターにはプロジェクトアドベンチャーを体験できる木製遊具を設置しており、館長はプロジェクトアドベンチャーの指導者資格を有しているため、館長の指導の下、仲間と力を合わせて体験することができます。その過程において、心身を鍛え、チームワークを高めることができるため、民間企業の研修や当市の新人研修等でも活用されています。

水野委員

ありがとうございます。この館長様がプロジェクトアドベンチャーについて、他市での講演会等で発信されていると耳にしました。

2点目の質問ですが、利用料金の算定根拠には、物価の変動を考慮されていないのでしょうか。

田川次長

利用料金は、他市の施設とのバランスを保ちながら設定しております。物価の変動を子細に反映させることはできませんが、消費税率引き上げ時などに料金を見直すことになると考えております。

水野委員

現状について、この利用料金で差し支えないということでしょうか。

田川次長

はい。当該センターの老朽度を鑑み、他市の同程度の施設よりも若干安価に設定しております。

水野委員

ありがとうございます。以上です。

亀岡教育長

他にございませんか。無いようであれば、この案件につきまして、賛成の挙手を求めます。

【挙手全員】

亀岡教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

・・・・・・・・以下、一般業務報告につき要点のみを記載・・・・・・・・

①平成29年大東市議会9月定例会議会 一般質問要旨について

⇒9月定例会議会における一般質問要旨についての概要報告。教育関連の質問は、11議員から34項目。

意見・質問等

・就学援助制度についての質問が集中している理由とは。

⇒従来より課題であった入学準備金の入学前支給について、各市の動向を踏まえ、来年度から実施することになったため。

・読書は小・中学生にとって重要なものであり、学校図書室の活用も重要と考えるが。

⇒学校連携として、市立図書館の司書が各小学校へ月2回訪問し、学校図書室の蔵書の購入・並べ方などについてのアドバイスを行っているほか、昨年度より実施している「図書館を使った調べる学習コンクール」において、市立図書館の司書と小・中学校の学校司書が共同で研修を行うなど、小・中学生の読書意欲の促進に関わっている。

・大東市通学路安全推進協議会の会員はどのような構成か。

⇒大東市独自の団体として平成27年度に組織化したもので、構成としては、学校教育部学校管理課を主管として、街づくり部道路課・交通対策課、枚方土木事務所及び四條畷警察署となっている。活動内容として、通学路の安全に係る会議の開催や、年に1度通学路の現場点検を行っている。

②英検3級にチャレンジ～Daito English Trial～実施報告について

⇒生徒の英語学習への意欲の向上、基礎的な学力の定着を図ることを

目的とし、中学校3年生で身につけたい英語力とされる英語検定3級の取得を目指す。実施内容としては、検定合格に向けて独自で作成した練習問題を活用して英語力を高め、大東市版英語検定で英語検定5級相当のホップ検定、4級相当のステップ検定を実施し、10月7日に市民会館を会場として英語検定3級を実施した。

※英語検定3級2次試験は11月5日に実施予定。

意見・質問等

・入学受験の可否判定において、英語検定の合格者が加算点等の優遇措置をとられることがあるが、市として英語検定の受験者数は何名程度を目標としているか。

⇒予算の兼ね合いもあるが、可能な限り受験してもらいたい。また、学校によっては、準2級以上の取得者に対して優遇措置をとることもあるので、来年度以降、準2級以上も受験できるような仕組みを検討したい。

・中学校3年生の1学期から検定試験を開始しているが、中学校2年生から開始することで、今後につながると考えるが。

⇒事業の振り返りを行う中で、事務局も同様の考えに至っているため、実施に向けて検討予定。

③その他

(花田委員より)

四条中学校の体育大会を見学したが、生徒がきびきびと行動していたことが印象的であった。また組体操の際、ふら付いたピラミッドを周りの生徒が上手く受け止めていたことにとっても感心した。一概に、組体操が危険だと避けるのではなく、むしろ前向きに考え、観客を魅了するものとして欲しいと感じた。

また、諸福幼稚園の運動会も見学した。ヒーローが登場するなど演出が凝っていた。また、子どもたちの能力に合わせた競技内容に工夫され

ており感心した。

以上

平成29年11月24日

亀岡教育長

田中委員